

平成30年6月28日(木)
 愛知県健康福祉部障害福祉課
 事業所指定・指導グループ
 担当 伊佐地、古賀
 内線 3525・3496
 ファクシ 052-954-6317
 愛知県健康福祉部健康福祉総務課
 監査指導室障害福祉事業者指導監査グループ
 担当 下平、鈴木
 内線 3282・3281
 ファクシ 052-954-6343

指定障害福祉サービス事業所の指定の一部効力停止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政処分（指定の一部効力停止）を行うこととし、本日、愛知県は事業者に対し当該処分について通知しました。

記

1 事業所の概要

事業者	一般社団法人がん病後生活向上回復協会	
代表者	代表理事 <small>さとうやすたか</small> 佐藤康太	
所在地	知多市原町二丁目1番地の2	
事業所名	<small>メゾン ド ギフト</small> Maison de Gift	<small>メゾン ド ギフト ラウンジ</small> Maison de GIFT LOUNGE
所在地	知多市原町二丁目 1番地の2	東海市加木屋町 陀々法師1番地2
事業種別	就労継続支援A型	就労移行支援、 就労継続支援B型
指定年月日	平成27年3月1日	平成28年5月1日

2 処分内容：指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止）

事業所名	Maison de Gift	Maison de GIFT LOUNGE
停止期間	平成30年6月28日(木)から 平成30年9月27日(木)まで (3か月)	平成30年6月28日(木)から 平成30年12月27日(木)まで (6か月)

3 処分理由

(1) 運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 3 号）

- ① 常勤のサービス管理責任者が不在であった。
(Maison de Gift、Maison de GIFT LOUNGE)
- ② 生活支援員又は職業指導員で基準上必要な一人以上の常勤職員が不在であった。
(Maison de Gift)
- ③ 職業指導員が不在であった。(Maison de Gift、Maison de GIFT LOUNGE)

(2) 虚偽による指定申請（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 8 号）

- ① 常勤を配置要件とするサービス管理責任者について、常勤勤務できない者を選任し、常勤として虚偽の指定申請書類を提出した。(Maison de GIFT LOUNGE)
- ② 職業指導員の配置につき人員基準を満たしていないにもかかわらず、これを配置しているとして虚偽の指定申請書類を提出した。(Maison de GIFT LOUNGE)

(3) 不正請求（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）

- ① 常勤を配置要件とするサービス管理責任者が不在であったにもかかわらず、報酬算定について減額することなく報酬を不正に請求していた。
(Maison de Gift、Maison de GIFT LOUNGE)
- ② 生活支援員又は職業指導員で基準上必要な一人以上の常勤職員が不在であったにもかかわらず、減算を行わず報酬請求を行っていた。(Maison de Gift)
- ③ 職業指導員が不在であったにもかかわらず、減算を行わず報酬請求を行っていた。
(Maison de Gift、Maison de GIFT LOUNGE)

4 処分に伴う返還予定額（概算）

事業所名	Maison de Gift
返還期間	平成 27 年 4 月利用分から平成 28 年 9 月利用分
不正受給額	2,795,809 円
加算金額	1,118,323 円
①小計	3,914,132 円
事業所名	Maison de GIFT LOUNGE
返還期間	平成 28 年 5 月利用分から平成 29 年 5 月利用分
不正受給額	3,370,044 円
加算金額	1,348,017 円
②小計	4,718,061 円
合計 (①+②)	8,632,193 円

※事業者が偽りその他不正な行為により訓練等給付費を受けたものであるため、当該給付費に 40%を加算した額を返還させるものである。上記返還金額は、訓練等給付費を支給した市が事業者に命じ徴収する。(障害者総合支援法第 8 条 2 項)